

【資料4】 特別警報の種類

⇒発表されたら直ちに命を守る行動を取ろう！！

現象	特別警報の基準		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、		指標
	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※		
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※	指標
高潮		高潮になると予想される場合※	
波浪		高波になると予想される場合※	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※		指標
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※		

雨を要因とする特別警報の指標

台風等を要因とする特別警報の指標

雪を要因とする特別警報の指標

※：実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

【資料5】

特別警報発表時の取るべき行動例

	気象警報等の種類							市町村の対応	住民の行動			
	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪					
	(土砂災害)	(浸水害)										
特別警報 (重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい)	土砂災害警戒情報	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる) 		
警報 (重大な災害の起こるおそれ)		大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報			<ul style="list-style-type: none"> ・避難の呼びかけ ・必要地域に避難勧告・指示 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難準備(要援護者避難)情報 ・避難場所の準備、開設 ・警報の住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・早めの自主避難、又は市町村の勧告・指示による避難 ・暴風警報については、安全な場所に退避 ・日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報 ・危険な場所に近づかない ・避難の準備をする
注意報 (災害の起こるおそれ)		大雨注意報		強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報				

【資料6】 雨の強さと降り方

1時間雨量 [mm/h]	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内(木造住宅を 想定)	屋外の様子	車の運転	災害発生状況
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	ワイパーを速くしても見づらい	長く続く時は注意が必要
20~30	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			道路が川のようになる
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	傘は全く役に立たなくなる				寝ている人の半数くらいが雨に気がつく

【資料7】京丹後市の「大雨注意報・警報の発令基準」

～京都地方気象台～ (市町村によって基準が違います)

大雨注意報

大雨によって災害が起これると予想される場合に発表されます。

以下の雨量に達することが予想される場合、大雨注意報が発表されます。

3時間降雨量：50mm
土壌雨量指数：82

大雨警報

大雨によって重大な災害が起これると予想される場合に発表されます。

以下の雨量に達することが予想される場合、大雨警報が発表されます。

3時間降雨量：80mm
土壌雨量指数：103

【資料 8】 避難情報は 3 種類

○土砂災害の危険性が高まったとき

○河川の水位が上昇し、洪水の危険性が高まったとき

避難準備・ 高齢者等 避難開始	「避難の準備をしましょう。避難に時間を要する方は避難を開始しましょう」	避難に時間が必要な方(ご高齢の方、体の不自由な方、乳幼児をお連れの方など)は、この段階で避難に移ってください。
避難勧告	「避難を始めましょう。」	強制するものではありませんが、文字どおり、避難を勧めるものです。
避難指示	「直ちに避難をしてください。」	危険度が非常に高まっており、行政から市民の皆さんに、避難をしていただくよう指導するものです。

※ 防災行政無線・HP・ケーブルテレビなどを使ってお知らせします。

【資料9】 避難方法について

「避難勧告」などが出ても…。

まずは落ち着いて、周囲の状況を確認！

危険だと感じたら…

■ 「遠くの避難所より、近くの2階」

あわてて避難することが、逆に危険な場合もあり。

夜間や周囲に濁流があふれているような場合

- ➡ 遠くの避難所まで行くよりも、
自宅の2階や近くの安全な場所へ、一時的に退避を。

■ 「山側と反対側の2階で過ごす」

家のそばに急斜面があるような場合は、

がけ崩れや土石流が心配。

- ➡ もしもに備え、山側と反対側の2階で就寝を。

※ 「今、一番安全な方法は何か？」

落ち着いて、自ら考え、判断・行動することが重要！

